



2024年7月3日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役 古野 孝志
(東証スタンダード・コード6347)
問合せ先 総務部部長 山崎 正彦
電話048-798-0222

当社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年6月10日に訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起され、同年7月3日に訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2024年6月28日、当社ウェブサイト開示「訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日開催の取締役会において、栄伸開発株式会社ほか3名（以下「栄伸開発ほか3名」又は「原告ら」といいます。）を被告として訴訟提起することを決議しておりましたが、本件訴訟は、栄伸開発ほか3名から提訴を受けたものです。

当社としては、原告らの主張にはいずれも理由がなく、その請求が認容される余地はないと考えております。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 提起のあった裁判所 : さいたま地方裁判所
(2) 提起された日 : 2024年6月10日
(3) 当社への訴状送達日 : 2024年7月3日

2. 訴訟を提起した者の概要

名 称 : 栄伸開発株式会社
所在地 : 大阪府大阪市大正区鶴町一丁目10番2号
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 細川 秀則

名 称 : 玉田工務店株式会社
所在地 : 大阪府堺市堺区大浜南町二丁目6番16号
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 耳 マリ子

名 称 : E-WE S T株式会社
所在地 : 大阪府大阪市大正区千島三丁目23番18号
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 磯辺 栄五郎

名 称 : 木谷電気工事株式会社
所在地 : 大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目13番6号
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 木谷 龍也

3. 訴訟の原因および提起されるに至った経緯

訴訟の原因および訴訟されるに至った経緯は、次のとおりです。

(1) 栄伸開発株式会社

栄伸開発株式会社より、リサイクルプラントに係る工事を受注し納入いたしましたところ、同社からリサイクルプラントの補修費用請求の訴訟を提起されたものであります。

(2) 玉田工務店株式会社

玉田工務店株式会社より、当社が栄伸開発株式会社に納入しましたリサイクルプラントに伴う工事費用請求の訴訟を提起されたものであります。

(3) E-WE S T株式会社

E-WE S T株式会社より、当社が栄伸開発株式会社に納入しましたリサイクルプラントに伴う工事費用請求の訴訟を提起されたものであります。

(4) 木谷電気工事株式会社

木谷電気工事株式会社より、栄伸開発株式会社に納入しましたリサイクルプラントに伴う工事費用請求の訴訟を提起されたものであります。

4. 訴訟の内容

| | | | |
|----------|---|--------------|--------------|
| (1) 内容 | : | 請負代金等請求事件 | |
| (2) 請求金額 | : | 栄伸開発株式会社 | 5億2593万1307円 |
| | | 玉田工務店株式会社 | 2770万8653円 |
| | | E-WE S T株式会社 | 1317万8000円 |
| | | 木谷電気工事株式会社 | 1億8700万円 |

5. 今後の見通し

当社としては、原告らの主張にはいずれも理由がなく、その請求が認容される余地はないと考えており、訴状の内容を精査し、当社の考えの正当性を主張していく所存です。

なお、現時点で本件訴訟が当社の業績に与える影響はないと判断しておりますが、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上